

(財政金融委員会)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第五号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、特別会計の見直しに伴い、国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合するための規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、経理対象事業の見直し

治山事業のうち都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金の交付を、国有林野事業特別会計の経理対象から除く。

二、国有林野事業勘定と治山勘定の勘定区分の廃止

国有林野事業勘定と治山勘定の勘定区分を廃止する。

三、勘定統合に伴う経理に係る規定の整備

勘定統合に伴い、経理方法を統一し、財務諸表の作成単位を国有林野事業勘定から本特別会計とする等
所要の調整を行う。

四、施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。